

高市政権「防衛費増額」財源はオールジャパンの現役世代の負担が軸、欧州の国防費増に見える“王道”

森信茂樹: 東京財団シニア政策オフィサー

特集 | 政策・マーケット | 高市内閣2.0 どうなる? 経済・市場・政策

2026年5月17日 4:55 有料会員限定



Photo:SANKEI

防衛費「GDP比2%」、2年前倒して達成 さらなる増額の財源で有識者会議初会合

ロシアのウクライナ侵攻や米国、イスラエルによるイラン軍事攻撃など、軍事力を背景にした力の論理による強国の利害追求が横行し、アジアでも中国の海洋進出や北朝鮮のミサイル発射実験の活発化など地政学リスクが高まる日本の防衛力の強化も避けて通れない課題だ。

政府は4月27日、国家安全保障戦略など安保関連3文書の年内改訂に向け有識者会議の初会合を開いた。議論の焦点は、AI活用やドローンなどを使っての「新しい戦い方」や2027年度以降の防衛費増額とその財源をどうするかだ。

高市政権は、岸田政権時代に策定された防衛費の対GDP(国内総生産)比を、2027年度までに2%に引き上げる防衛力増強計画を2年前倒して実現したが、昨年11月の日米首脳会談では、防衛三文書の改訂やさらなる防衛費増額の意向を表明した。

だが、問題は防衛力の強化に必要な財源をどう確保するのかだ。

このところのインフレで、税収は膨らんではいらぬものの、少子高齢化の下、医療、介護、年金などの社会保障費は構造的に増え続けるうえ、巨額に積み上がった政府債務の利払い費なども、今後の財政圧迫要因となっていく。

仮に、防衛費をGDP比2.5%まで引き上げるとすると、防衛費は、24年の日本の名目GDP(約600兆円)を基準に単純計算して、約15兆円となり、追加的に5兆円を超える財源が必要になる。

戦争を起こさないためには、戦力の均衡を可能な限り維持し抑止力につなげていくことはやむを得ない選択肢だが、どのように財源を調達するか議論は、後回しになっているのが現状だ。

参考になるのは、ロシアの脅威や米国の圧力の強まりの一方で、日本と同様に、少子高齢化で社会保障費の恒常的な増加が財政をひっ迫させるなか、国防費増額を図っている欧州諸国の取り組みだ。

NATO諸国は「2035年GDP比3.5%」で合意 安全保障強化で「財政ルール」柔軟化

NATO諸国は、これまでのGDP比2%という目標をさらに強化し、2035年までに中核的な防衛費を3.5%、安保関連費を1.5%、合計5%を目指すという合意をした。

背後には米国の圧力への対応もあるが、基本的にはロシアの差し迫った脅威に自ら対応するためだ。戦争回避のためには、戦力の均衡を可能な限り維持することが必要で、それが抑止につながるというのが、残念ながら国際社会の現実だ。

これまでEUは、加盟国に対し財政規律である安定成長協定を定め順守を求めてきた。具体的には、単年度の財政赤字をGDP比3%以内に抑える基準と政府債務残高をGDP比60%以下に抑えるという二つの基準だ。

国防費増強の決定的な契機となったのは、ロシアのウクライナ侵攻で欧州自体の安全保障が脅かされかねない事態になった一方で、米トランプ政権がウクライナ支援やNATOの連携に消極的姿勢に転じたからだ。

ロシアの脅威の拡大や米国の圧力の下、「防衛費の拡大は避けられない」という現実と、財政赤字の拡大を避けつつ社会保障の持続性をどう確保するかというトレードオフの問題に直面することになった。

情勢の変化を受けて防衛支出の「例外扱い」など財政ルールの柔軟化が議論され、24年4月の財政ルールの改正では、基本的な枠組みは維持する一方で各国の事情に基づく柔軟性を図ることとなった。

新ルールは25年度予算から本格的に適用されるなかで、英国、フランス、ドイツの3カ国では、防衛費の増額が最優先課題とされ、財源確保でも、新たな取り組みが始まっている。

英国は対外援助予算を大幅削減 仏は社会保障費抑制や大企業増税

英国では、スターマー政権が防衛費を27年までにGDP比2.6%、35年には3.5%に引き上げる目標を掲げている。

そのために、対外援助費 (ODA) の大幅削減による財源捻出が行われている。国民総所得 (GNI) 比0.5% だった援助予算を暫定的に0.3%まで削減することを決めた。国際的な影響力の低下が懸念されているが、GDP比3.5%という高い目標を達成するには、さらなる増税や他部門の歳出削減が必要になると予想されており、一部税負担増の議論が始まっている。

フランスでは、マクロン大統領が財政赤字の拡大を避けたいという思いが強く、防衛費の大幅増を社会保障抑制と大企業への増税という構造改革で対応しようとしている。

26年度予算では、インフレに伴う年金や社会保障給付の引き上げを見送り、約70億ユーロを捻出する計画だ。また対外援助も削減される。また大企業の利益に対する特別税の導入による増収増を見込んでいる。

問題は、議会で与党が過半数を持っていないため、予算案の通過には政府が議会の採決を経ずに法案を強制的に採択できる憲法の特別規定 (49.3条) を使用せざるを得なかったことだ。国民や野党から、社会保障が防衛の犠牲になっているとの強い反発を招いている。

ドイツは「債務ブレーキ」回避で「特別基金」を創設、国防支出を別枠に

またドイツでは、財政ルール緩和と基金による借り入れが行われている。ドイツは、29年までに防衛費をGDP比3.5%に引き上げる野心的な計画を進めている。

財源確保策としては、厳格な「債務ブレーキ (借金制限)」を回避するため、憲法改正により、特例措置として国債発行による「特別基金」を創設し、基金から国防費関連の歳出を拡大しているが、将来世代への負担の先送りという批判も多い。

一方で歳出削減策としては対外援助予算の大幅削減が議論されている。特別基金が底をつく27年以降、いかに防衛費を維持するかが最大の政治的争点となっている。

概観すれば、英国は対外援助などの削減や増税により防衛財源を確保しようとしている。ドイツは防衛力強化のための特別基金を創設し債務制限の例外措置を設けて対応しようとしている。フランスは23年に、社会保障改革として退職年齢の引き上げなどを盛り込んだ年金改革法が成立させたが、政治の混乱状況は収まっていない。

だがそれでも、歳出削減や増税、基金の創設など、財源確保での対応はさまざまだが、共通するのは、国民の負担が増加する、国民に痛みを強いる改革が進みつつあるという点だ。

日本は「GDP2.5%」で5兆円の追加財源「公共財」の負担の在り方として考える必要

このような欧州の状況は日本にも示唆を与えてくれる。

日本では、岸田政権時代の22年末、防衛費GDP比2%という目標を踏まえ、新たな防衛力整備計画に関する財源確保について閣議決定され、その後紆余 (うよ) 曲折を経ながら防衛増税が実施された。

法人税では、26年4月から法人税額に対して4～4.5%を「防衛特別法人税」として付加する。たばこ税は、同年4月から1本当たり合計3円相当を段階的に引き上げる。また個人所得税も、新たに税率1%の「防衛特別所得税」を課すが、復興特別所得税の期限を延長しつつ税率を1%下げること、毎年の負担額が変わらないよう調整する。

今後は安保三文書を改定しつつ、更なる防衛力強化を成長戦略とも関連させながら拡充していく方向が示されている。

更なる防衛力強化のための財源はどの程度なのか。

26年度予算で防衛費(防衛力整備計画対象経費)は8.8兆円(GDP比1.8%程度)だが、GDP比2.5%とすると、24年の日本の名目GDP(約600兆円)を基準に単純計算すると防衛費総額は約15兆円となり、5兆円を超える追加財源が必要だ。

筆者は、防衛費増額の財源確保の問題は、単に財政問題としての視点だけでなく、防衛費という公共財の負担の在り方という視点でとらえることが必要だと考える。

財源を歳出削減によって賄うことがベストであることは疑いもない。防衛費の拡充が恒久的措置となる以上、社会保障費など恒久的に措置されている経費に切り込んで財源を捻出する必要がある。

しかし欧州諸国で見たように、現実的には高齢化に伴う社会保障費用の確保は必要で、そこから新たな防衛財源を捻出することは現実的ではない。

長期金利上昇、国債頼みは安易で危険 歴史的には戦費調達に所得税が担う

そこで国債発行(借金)か税負担増かという選択肢になるが、追加的に恒常的な国債発行を続けることは、現下のインフレを加速するリスクを引き起こす。

日本国債の買い手の減少や、このところのインフレ懸念から、国債市場で10年国債金利が2.490%と、97年6月以来の水準まで上昇していることを考えると、国債増発に頼ることは安易で危険だ。

歴史をさかのぼると、税制は近代国家の戦費調達のもとで整備されてきたが、その中核は所得税だ。

世界ではじめて本格的な所得税が導入されたのは1799年の英国で、ナポレオン戦争の戦費調達を目的としたものだった。

10%の比例税率として導入され、高所得者層を対象とする臨時的措置だったが、戦争終結後いったん廃止されたものの、国家財政の安定化のため再導入され、19世紀を通じて制度がさらに洗練されていく。

1914年の第1次世界大戦時に、税率や課税ベースが抜本的に見直され、所得税が「広く国民が戦費を分担する」という基幹税となった。応能負担原則に基づく近代的所得税体系が確立されたのだ。

米国でも同様の歴史が見て取れる。1812年に始まる米英戦争の際に所得課税の必要性が議論されたが、制度化には至らなかった。その後1862年の南北戦争の戦費調達のために初めて連邦所得税が導入された。

戦後にいったん廃止されたが、その後恒常的な財源確保の必要性が高まる中で、1913年の合衆国憲法修正第16条により所得税課税権が明確化された。第1次世界大戦期には税率を引き上げ、本格的な所得税国家へと移行した。

日本でも所得税の導入は国家建設と軍備拡張の文脈と不可分だ。富国強兵の名目で国力増強を図る明治20年(1887年)に累進課税制度を持つ所得税が誕生した。当初、ごく一部の高額所得者に限定された税だったが、累進課税の考え方が取り入れられていた。

その後、第2次世界大戦へ向かう中で、昭和15年(1940年)に課税対象が拡大され、源泉徴収制度の導入など徴税効率を高めるとともに、本格的な所得税となった。

所得税は大規模戦争など、国家的危機に対応する中で、臨時税から恒久税へ、限定課税から包括課税へ、そして比例税から累進税(応能負担)へと発展してきた。

一方で、付加価値税(消費税)は、欧州諸国、そして日本でも、戦費とは無関係に、福祉国家のための財源調達として発展してきた。

個人・法人が幅広く負担することが基本 「基金方式」で5年～10年の財源スキーム!?

こうした税の歴史を見ると、防衛費は、「国民が広く負担する」という考え方で今日まで来ていることがわかる。防衛という公共サービスの費用は、安心や安全を「受益」している幅広い主体(個人・法人)が負担し、課税ベースは所得だけでなく資産・資産所得も対象になるということだ。

今回の防衛費増額問題でも、将来世代に負担を転嫁するのではなく、「オールジャパンで現役世代が負担する」という考え方を中心にすべきだ。財政論というよりは、国民がどう負担するのかという規範・モラルの問題として、国民のそれぞれに問いかけ、国民自身の問題としての議論が必要となる。

筆者は、この考え方のもとに、21年度に行われた「防衛力強化資金」と同様のスキームを作ること、つまり5年程度の期間で歳出改革や税負担の増加策などによる財源確保とセットで防衛力を強化することを提案したい。

積極財政を掲げる高市政権のもと、夏の「骨太の方針2026」策定に向けて、財政健全化目標の緩和などの声も出ているが、有事に備えて、財政余力を確保することは、今を生きる世代が将来世代に対して果たすべき責務だ。同時に防衛費増額を現役世代の負担でまかなうことは、我々自らが強靱(きょうじん)さを備えることにもつながる。

安易に財政規律を緩めることにつながらない防衛費の負担の在り方の議論を、経済財政諮問会議でも深めるべきだ。

